

## 鳥羽市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡に関する事務取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鳥羽市が発注する建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。以下「受注者」という。）が地域建設業経営強化融資制度（平成20年国総建第197号及び国総建整第154号に基づくものをいう。以下「本制度」という。）を利用する場合における請負代金債権の譲渡承諾に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

**第2条** 本制度により債権譲渡を承諾する対象工事は、本市が発注する建設工事で前金払の支払を受けたものとし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 債務負担行為に係る工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に完了見込みのものを除く。
- (2) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事。ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に完了見込みのものを除く。
- (3) 履行保証を付した工事のうち、市長が役務的保証を必要とするもの
- (4) 市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(債権譲渡の範囲)

**第3条** 本制度により債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該工事が完成した場合においては、検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から、前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額
  - (2) 当該工事請負契約が、途中で解除された場合においては、出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から、前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額
- 2 変更契約により請負代金額が増減が生じた場合には、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約証書の請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

**第4条** 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高（第2条第2号にあっては、最終年度の工事にかかる出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡先)

**第5条** 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、一般財団法人建設業振興基金が、被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾手続)

**第6条** 本制度による債権譲渡の承諾手続は、次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾の依頼をする場合、受注者及び債権譲渡先は、共同して、市長に対して、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
  - ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）1部
  - イ 発行日から3月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1部
  - ウ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1部
  - エ 受注者と債権譲渡先との間で締結した、鳥羽市の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書（様式第2号）の写し1部
- (2) 市長は、提出された申請書類等の内容を確認の上、受理するものとする。この場合において、市長は、承諾又は不承諾の決定を速やかに行い、債権の譲渡を承諾するときは、債権譲渡承諾書（様式第3号）を受注者及び債権譲渡先にそれぞれ1部ずつ交付するものとする。また、債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知書（様式第4号）に理由を付し、受注者及び債権譲渡先にそれぞれ1部ずつ交付するものとする。

(融資時の出来高確認)

**第7条** 融資時の出来高確認は、原則として債権譲渡先が行うこととする。

- 2 前項の規定による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、債権譲渡先は、工事の出来高確認を市長に依頼することができる。
- 3 前項による工事の出来高確認の依頼があった場合において、市長は、工程に支障のない範囲で工事現場への立入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。  
(工事請負代金の支払)

**第8条** 債権譲渡承諾後は、部分払及び前金払を行わないものとする。

- 2 債権譲渡先が当該債権の支払請求をするときは、市長に対して工事請負代金請求書(様式第5号)及び債権譲渡承諾書の写し各1部を提出するものとする。
- 3 市長は、債権譲渡を承諾した工事請負代金の支払をするときは、支出命令票の債権者を債権譲渡先とした上で、通常の審査に必要な書類に債権譲渡承諾書及び債権譲渡契約証書それぞれの写しを添え、会計管理者に支出命令をするものとする。  
(留意事項)

**第9条** 受注者の当該請負工事に係る瑕疵担保責任及び工事請負契約等に基づき市に対して負う債務は、工事請負代金債権が債権譲渡先に譲渡された後においても、なお存続するものとする。  
(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

債権譲渡承諾（変更承諾）依頼書

年 月 日

鳥羽市長 様

受注者 住所  
(債権譲渡人) 氏名 実印

債権譲渡先 住所  
(債権譲受人) 氏名 実印

譲渡人が鳥羽市に対して有する基本契約書【鳥羽市と譲渡人との間で締結された  
年 月 日付けの工事請負契約書】に基づく下記の工事請負代金債権を、地域  
建設業経営強化融資制度により譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項  
ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金  
を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を  
担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら譲渡人に留保  
されることを申し添えます。

また、鳥羽市による承諾以降は、部分払い及び前金払いを請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた  
場合は、その金額とする。  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 部分払金額 金 円  

---

  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた  
場合は、その金額とする。

## 債権譲渡契約証書

債権譲渡人（以下、甲という）と債権譲受人（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

### 第1条（譲渡債権）

甲と鳥羽市（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額((5)-(6))金 円( 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

### 第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

### 第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

#### 第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

#### 第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

#### 第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

#### 第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

#### 第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

#### 第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の

以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。
  - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 本件工事請負契約が解除された場合
  - (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

#### 第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

#### 第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、  
年  
月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

#### 第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

#### 第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

#### 第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住所

氏名

実印

債権譲受人（乙） 住所

氏名

実印

債権譲渡承諾（変更承諾）書

年 月 日

受注者(債権譲渡人) 様

債権譲渡先(債権譲受人) 様

年 月 日付けで依頼のあった地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する鳥羽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の鳥羽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 当該債権譲渡は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に係る譲渡人に対して有する金融保証に係る求償権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

3 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

4 保証事業会社が有する禁輸保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、鳥羽市は関与しないこと。

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長

印

承諾番号

様式第4号（第6条関係）

債権譲渡不承諾（変更不承諾）書

年 月 日

受注者(債権譲渡人) 様

債権譲渡先(債権譲受人) 様

鳥羽市長 印

年 月 日付で依頼のあった工事請負代金の債権譲渡については、下記のとおり理由を付して承諾できない旨を通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 理由

工事請負代金請求書

年 月 日

鳥羽市長 様

債権譲渡先 住所  
(債権譲受人) 氏名 印

連絡先 (TEL)

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金を請求します。

記

金 円

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 請負代金額 円

5 請求額の明細

(1) 請負代金額 円  
- (2) 前払金額 円  
- (3) 部分払金額 円  
-----  
(4) 請求金額 円

6 承諾日時及び承諾番号

7 振込口座

(1)	振込希望金融機関名	銀行	本支店
(2)	預金の種類・口座番号	1 普通 2 当座	××××××
(3)	口座名義人	(ふりがな)	

債権譲渡承諾（変更承諾）依頼書

年 月 日

鳥羽市長 様

受注者 住所  
(債権譲渡人) 氏名 実印

債権譲渡先 住所  
(債権譲受人) 氏名 実印

譲渡人が鳥羽市に対して有する基本契約書【鳥羽市と譲渡人との間で締結された  
年 月 日付けの工事請負契約書】に基づく下記の工事請負代金債権を、地域  
建設業経営強化融資制度により譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項  
ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申しあげます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金  
を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を  
担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら譲渡人に留保  
されることを申し添えます。

また、鳥羽市による承諾以降は、部分払い及び前金払いを請求しません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事箇所
- 3 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた  
場合は、その金額とする。
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 部分払金額 金 円

---

- (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた  
場合は、その金額とする。

## 債権譲渡契約証書

債権譲渡人 (以下、甲という) と債権譲受人 (以下、乙という) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

### 第1条 (譲渡債権)

甲と鳥羽市 (以下、丙という) との間で 年 月 日に締結した工事請負契約 (以下、単に本件工事請負契約という) に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権 (以下、譲渡債権という) を、年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円 ( 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

### 第2条 (債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

### 第3条 (契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

#### 第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

#### 第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

#### 第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

#### 第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

#### 第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

#### 第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の

以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。
  - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 本件工事請負契約が解除された場合
  - (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

#### 第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

#### 第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、年月日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

#### 第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

#### 第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

#### 第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住所

氏名

実印

債権譲受人（乙） 住所

氏名

実印



## 債権譲渡承諾〈変更承諾〉書

年 月 日

受注者(債権譲渡人) 様

債権譲渡先(債権譲受人) 様

年 月 日付けで依頼のあった地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

### 記

1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する鳥羽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の鳥羽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 当該債権譲渡は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

3 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

4 保証事業会社が有する禁輸保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持つて行うこととし、鳥羽市は関与しないこと。

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長

印

承諾番号

## 債権譲渡不承諾〈変更不承諾〉書

年 月 日

受注者(債権譲渡人) 様

債権譲渡先(債権譲受人) 様

鳥羽市長 印

年 月 日付で依頼のあった工事請負代金の債権譲渡については、下記のとおり理由を付して承諾できない旨を通知します。

### 記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 理由

# 工事請負代金請求書

年 月 日

鳥羽市長

様

債権譲渡先 住所  
(債権譲受人) 氏名

印

連絡先 (TEL)

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金を請求します。

記

金 円

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 請負代金額 円

5 請求額の明細

(1) 請負代金額	円
－ (2) 前払金額	円
－ (3) 部分払金額	円
(4) 請求金額	円

6 承諾日時及び承諾番号

7 振込口座

(1)	振込希望金融機関名	銀行	本支店
(2)	預金の種類・口座番号	1 普通 2 当座	××××××
(3)	口座名義人	(ふりがな)	